

平成 27 年 9 月  
東京税関業務部

関係各位

### 輸入公表の一部改正について

今般、輸入貿易管理令第 3 条第 1 項の規定に基づく輸入公表の一部が以下のとおり改正されましたのでお知らせいたします。（公布：平成 27 年 9 月 18 日）

#### 【改正の概要】（別添参照）

##### 1. シリア制裁措置（国連安保理決議 2199 号の履行）

「平成 23 年 3 月 15 日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財」を輸入公表二の表第 1 に追加。当該貨物については原則として経済産業大臣による輸入承認が必要となる、輸入注意事項を新設し、原則輸入承認を行わないこととした。

併せて輸入貿易管理令第 14 条ただし書の規定に基づく告示を改正。

##### 2. 武器類の輸入承認手続の見直し

輸入公表二の二の表第 1 に輸入承認の対象から除外する品目を追加。

##### 3. 中央アフリカ共和国からのダイヤモンド原石の禁輸

輸入公表三の 8 の（7）により、キンバリー・プロセス証明書を税関に提出した場合には輸入承認を不要としているところ、今般、同規定から中央アフリカを原産地又は船積地域とするものを対象外とする改正が行われた。

この改正により、同国を原産地又は船積地域とするものについては、輸入公表二の二の表第 1 に基づき経済産業大臣による輸入承認が必要となる、キンバリー・プロセス証明制度合同作業部会において、同国の取引資格を暫定的に停止することが決定されているため、輸入注意事項を改正し、同国を原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については輸入承認を行わないこととした。

##### 4. その他

輸入公表三の 9 の（4）に規定しているルクセンブルクの国名表記の誤りを修正。

【施行日】平成 27 年 9 月 18 日

添付資料：（別添 1）経済産業省告示第 199 号  
（別添 2）輸入注意事項 27 第 11 号  
（別添 3）経済産業省告示第 200 号  
（別添 4）輸入注意事項 27 第 13 号  
（別添 5）輸入注意事項 27 第 14 号  
（別添 6）官報号外第 215 号（抜粋）

【問合せ先】東京税関業務部通関総括第 2 部門  
（電話：03-3599-6338）

(別添1)

○経済産業省告示第百九十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年九月十八日

経済産業大臣 宮沢 洋一

二の表の第1のイラクの項中「特定外国文化財」のトヨ「及び三の6の(3)に掲げる被占領地域流出文化財」を加え、同表の第1のベトナムの項を次のように改める。

シリア	1		輸出貿易管理令別表第一の一の項（十三）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十三の二）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十四）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十六）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）及び同表の三の項（一）に掲げる貨物
-----	---	--	---

2	97・01	平成二十三年三月十五日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の六の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の六の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）
	97・02	
	97・03	
	97・04	
	97・05	
	97・06	

一一〇一一の條の第1の93・05から93・07までの項を次のように改める。

93・05 関税率表第93・01項から93・04項までの物品の部分品及び附属品（次に掲げるものを除く。） ○

- イ 関税率表第9305・99号であつて、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポ
- ジ ジョンレザー製又は紡織用繊維製のもの
- ロ 三脚その他の特殊な支持具

ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環

ニ 銃の反動吸収器で取外しができるもの

ホ 撃針を保護するための空撃ちケース

93・06 爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれら ○

の部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾を  
含み、カートリッジラッドを除く。）

93・07 刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（刀身に限る。） ○

三の 8 の(7)中「限る。」の下に「ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものを除く。」を  
加える。

三の 9 の(4)中「ルクセンブルグ」を「ルクセンブルク」に改める。

新旧対照表

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表  
 (昭和四十一年通商産業省告示第七十号)

(傍線部分は改正部分)

b>

改正案				現行			
二 輸入貿易管理令(以下「令」という。)第四条第一項第二号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。 第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物				二 輸入貿易管理令(以下「令」という。)第四条第一項第二号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。 第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物			
地域	貨物	貨物名	関税率表の番号等	地域	貨物	貨物名	関税率表の番号等
(略)	イラク	97・01	平成二年八月六日以降にイラクにおいて不法に取得された文化財(三の6の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の6の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。)	(略)	イラク	97・01	平成二年八月六日以降にイラクにおいて不法に取得された文化財(三の6の(2)に掲げる特定外国文化財を除く。)
(略)	イラク	97・02		(略)	イラク	97・02	
(略)	イラク	97・03		(略)	イラク	97・03	
(略)	イラク	97・04		(略)	イラク	97・04	
(略)	イラク	97・05		(略)	イラク	97・05	
(略)	イラク	97・06		(略)	イラク	97・06	
シリア	1		輸出貿易管理令別表第一の一の項(十三)に掲げる貨物(化学製剤に関連するものに限る。)、同項(十三の二)に掲げる貨物(化学製剤に関連するものに限る。)	シリア			輸出貿易管理令別表第一の一の項(十三)に掲げる貨物(化学製剤に関連するものに限る。)、同項(十三の二)に掲げる貨物(化学製剤に関連するものに限る。)

			同項（十四）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。） 同項（十六）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）及び同表の三の項（一）に掲げる貨物
2	97.01	平成二十三年三月十五日以降にシ	同項（十四）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。） 同項（十六）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）及び同表の三の項（一）に掲げる貨物
	97.02	リアにおいて不法に取得された文	
	97.03	化財（三の六の(2)に掲げる特定	
	97.04	外国文化財及び三の六の(3)に掲	
	97.05	げる被占領地域流出文化財を除く	
97.06	る。）		

			同項（十四）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。） 同項（十六）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）及び同表の三の項（一）に掲げる貨物
(略)			

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1	関税率表の番号等	品名	備考
	26.12～93.04	(略)	
	93.05	関税率表第93.01項から93.04項までの物品の部分品及び附属品（次に掲げるものを除く。）	○
		イ 関税率表第9305.99号であつて、プラスチック製、ゴム製、革製コンポジットシヨソレザー製又は紡織用繊維製のもの	
		ロ 三脚その他の特殊な支持具	

第1	関税率表の番号等	品名	備考
	26.12～93.04	(略)	
	93.05	関税率表第93.01項から93.04項までの物品の部分品及び附属品（関税率表第9305.99号であつて、プラスチック製、ゴム製、革製コンポジットシヨソレザー製又は紡織用繊維製のものを除く。）	○

ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環

ニ 銃の反動吸収器で取外しができるもの

93・06 ホ 撃針を保護するための空撃ちケース  
爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイル

93・07 その他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾を含み、カートリッジラッドを除く。）  
刃、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（刀身に限る。）

第2 (略)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1〜7 (略)  
8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

93・06 爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイル

93・07 その他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジラッドを含む。）  
刃、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びざや

第2 (略)

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1〜7 (略)  
8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(7)(1) (略)

ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二・三一号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであって、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものを除く。）については、平成十四年十一月五日にインターレーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。）

9

(4)(1)(8) (略)

二の表の罫心のモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアド

(7)(1) (略)

ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一号及び第七一〇二・三一号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであって、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。）については、平成十四年十一月五日にインターレーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。）

9

(4)(1)(8) (略)

二の表の罫心のモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアド



ル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジエール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキス

ル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジエール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキス

(5) タン、  
・ビア、  
(6) バヌアツ、  
(略) ジンバブエ、  
ベネズエラ、  
ベトナム、  
イエメン、  
ザン

(5) タン、  
・ビア、  
(6) バヌアツ、  
(略) ジンバブエ、  
ベネズエラ、  
ベトナム、  
イエメン、  
ザン

## 経済産業省

20150907 貿局第1号  
輸入注意事項27第11号  
経済産業省貿易経済協力局

「『平成23年3月15日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の6の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の6の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）』の二号承認制移行について」を次のとおり制定する。

平成27年9月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「平成23年3月15日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の6の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の6の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）」の二号承認制移行について

平成27年9月18日付け経済産業省告示第199号（輸入公表の一部を改正する告示）により、平成23年3月15日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の6の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の6の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）の輸入については、二号承認制に移行しました。

なお、当該二号承認制の対象となる「シリアからの不法に取得された文化財」の関連情報については、下記に掲げるホームページ等に掲載され、随時更新される予定ですが、本措置は国際連合安全保障理事会決議第2199号に基づくものであり、原則、輸入の承認は行いませんので、十分ご注意ください。

### 記

●文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp/>)

文化庁>文化財>文化財の国際交流・協力>文化財不法輸出入禁止条約と国内実施法

〈シリア盗難文化財に関する問合せ先〉

文化庁文化財部伝統文化課

03-5253-4111 内線 2870

〈当該貨物の輸入承認に関する問合せ（原則、承認は行いません。）〉

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部審査課

03-3501-1511 内線 3251

○経済産業省告示第二百号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第六十号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

経済産業大臣 宮沢 洋一

第二号中「ハ」を「ニ」の<sub>レ</sub>の項に掲げる貨物をいう。）、同理事会決議第二千百九十九号に定めるシリアにおいて不法に取得された文化財（輸入公表二の表のハの<sub>レ</sub>の項のニの欄の<sub>レ</sub>に、「場合。」を「場合」に改める。

第六号、第八号及び第九号中「場合。」を「場合」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年九月十八日から施行する。ただし、第九号の改正規定は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

新旧対照表

○輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合（平成二十七年経済産業省告示第百六十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>二 国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号に定めるイラクにおいて不法に取得された文化財（輸入公表二の表のハの項に掲げる貨物をいう。）、同理事会決議第二千百九十九号に定めるシリアにおいて不法に取得された文化財（輸入公表二の表のハの項のイの項のハの項に掲げる貨物をいう。）、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約に定める盗取された外国文化財（輸入公表三の六の(2)に掲げる貨物をいう。）、又は武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書及び千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書に定める占領地域の文化財（輸入公表三の六の(3)に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合</p> <p>三〇五（略）</p> <p>六 キンバリープロセス認証制度に定めるダイヤモンド（輸入公表二の二の表のハの項及び三の八の(7)に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合</p> <p>七（略）</p> <p>八 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定めるものの（輸入公表二の二の表のハの項に掲げる貨物及び輸入公表三の八の(8)に掲げる貨物（同条約の附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質を使用するものに限る。）をいう。）を輸入しようとする場合</p>	<p>二 国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号に定めるイラクにおいて不法に取得された文化財（輸入公表二の表のハに掲げる貨物をいう。）、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約に定める盗取された外国文化財（輸入公表三の六の(2)に掲げる貨物をいう。）、又は武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書及び千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書に定める占領地域の文化財（輸入公表三の六の(3)に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合</p> <p>三〇五（略）</p> <p>六 キンバリープロセス認証制度に定めるダイヤモンド（輸入公表二の二の表のハの項及び三の八の(7)に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合</p> <p>七（略）</p> <p>八 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定めるものの（輸入公表二の二の表のハの項に掲げる貨物及び輸入公表三の八の(8)に掲げる貨物（同条約の附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質を使用するものに限る。）をいう。）を輸入しようとする場合</p>

九 水銀に関する水俣条約に定める水銀（水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（平成二十七年経済産業省告示第百五十九号。以下「水俣条約に係る輸入公表」という。）第一号に掲げる貨物をいう。）又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）に定める特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品（水俣条約に係る輸入公表第二号に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合。

九 水銀に関する水俣条約に定める水銀（水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（平成二十七年経済産業省告示第百五十九号。以下「水俣条約に係る輸入公表」という。）第一号に掲げる貨物をいう。）又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）に定める特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品（水俣条約に係る輸入公表第二号に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合。

経済産業省

20150907 貿局第1号  
輸入注意事項27第13号  
経済産業省貿易経済協力局

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年9月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部改正について

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」(平成19年3月7日付け輸入注意事項19第8号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年9月18日から施行する。



「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について（平成19年3月7日付け輸入注意事項19第8号）

改正後		現行	
<p>平成19年3月6日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		<p>平成19年3月6日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<b>1 対象品目</b>			
関税率表の番号等	品目	品目	品目
84・11	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）
8412・10	・軍用航空機用原動機	・軍用航空機用原動機	・軍用航空機用原動機
8412・39	・軍用航空機用原動機	・軍用航空機用原動機	・軍用航空機用原動機
8412・80	・軍用航空機用原動機	・軍用航空機用原動機	・軍用航空機用原動機
87・10	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。）及びその部分品	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。）及びその部分品	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。）及びその部分品
88・02	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）
89・06	・軍艦	・軍艦	・軍艦
93・01	・軍用の武器	・軍用の武器	・軍用の武器
93・02	・けん銃	・けん銃	・けん銃
93・03	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの
93・04	・その他の武器	・その他の武器	・その他の武器

93・05	<p>・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品</p> <p>(<u>関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザーク製又は紡織用繊維製のものを除く。</u>)</p>	93・05	<p>・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（<u>散弾及びカートリッジワッドを含む。</u>）</p>
93・06	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>一脚／モノポッド、二脚／バイポッド、三脚／トリポッドに類するもの</u></li> <li>・<u>レスト、台座、ベンチレスト、サンドバッグ、シューティングゲレスト、シューティングバッグに類するもの</u></li> <li>・<u>スコープリング、スコープマウントに類するもの</u></li> <li>・<u>ベース、マウントレール、マウントベース、レールベースに類するもの</u></li> <li>・<u>スリング、スリングスイーパー</u></li> <li>・<u>ル</u></li> <li>・<u>シエルバンド、シエルホルダー、ブレットバンドに類するもの</u></li> <li>・<u>リコイルパッド</u></li> <li>・<u>スナップキャップ</u></li> </ul>	93・06	<p>・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや</p>
93・07	<p>・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（<u>散弾を含み、カートリッジワッドを除く。</u>）</p>	93・07	<p>・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（<u>刀身に限る。</u>）</p>

2 申請者の資格

(1)～(8) (略)

(9) 上記(1)から(8)までに掲げる貨物以外の貨物にあつては、当該貨物

93・05	<p>・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品（<u>次に掲げるものを除く。</u>）</p> <p>イ <u>関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザーク製又は紡織用繊維製のもの</u></p> <p>ロ <u>三脚その他の特殊な支持具</u></p> <p>ハ <u>銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環</u></p> <p>ニ <u>銃の反動吸収器で取り外しができるもの</u></p> <p>ホ <u>撃針を保護するための空撃ちケース</u></p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>一脚／モノポッド、二脚／バイポッド、三脚／トリポッドに類するもの</u></li> <li>・<u>レスト、台座、ベンチレスト、サンドバッグ、シューティングゲレスト、シューティングバッグに類するもの</u></li> <li>・<u>スコープリング、スコープマウントに類するもの</u></li> <li>・<u>ベース、マウントレール、マウントベース、レールベースに類するもの</u></li> <li>・<u>スリング、スリングスイーパー</u></li> <li>・<u>ル</u></li> <li>・<u>シエルバンド、シエルホルダー、ブレットバンドに類するもの</u></li> <li>・<u>リコイルパッド</u></li> <li>・<u>スナップキャップ</u></li> </ul>	<p>・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（<u>散弾を含み、カートリッジワッドを除く。</u>）</p>
93・06	<p>・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（<u>散弾を含み、カートリッジワッドを除く。</u>）</p>	93・06	<p>・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（<u>散弾を含み、カートリッジワッドを除く。</u>）</p>
93・07	<p>・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（<u>刀身に限る。</u>）</p>	93・07	<p>・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（<u>刀身に限る。</u>）</p>

2 申請者の資格

(1)～(8) (略)

(9) 上記(1)から(8)までに掲げる貨物以外の貨物（関税率表の第93・0

03項、第93・04項、第93・05項又は第93・07項のいずれかに該当するものであって、かつ銃刀法第4条第1項の所持許可の対象でないもの）にあつては、当該貨物を輸入しようとする者（第93・05項に該当する部分品又は付属品については、当該部分品又は付属品の本体が同法の所持許可の対象でないものに限る。）

（注：例えば、スタータピストル、護身棒、投石機、水中銃、スタンガン、スチヤクナイフ等（いずれも同法の所持許可の対象でないものに限る。）を輸入する場合は該当）

3・4 （略）

[別紙様式1]～[別紙様式3] （略）

を輸入しようとする者

3・4 （略）

[別紙様式1]～[別紙様式3] （略）

経済産業省

20150907 貿局第1号  
輸入注意事項27第14号  
経済産業省貿易経済協力局

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年9月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部改正について

「ダイヤモンド原石の輸入について」(平成14年12月27日付け・平成14・12・18  
貿局第1号・輸入注意事項14第68号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、  
平成27年9月18日から施行する。

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ダイヤモンド原石の輸入について（平成14年12月27日付け・平成14・12・18 貿易局第1号・輸入注意事項14第68号）

改正後	現行
<p>平成14年12月27日付け経済産業省告示第443号（輸入公表の一部を改正する告示）により上記貨物の輸入については平成15年1月10日以降、下記のとおりとします。</p> <p>ただし、平成15年1月10日以降当該貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成15年1月9日以前に船積みされた場合には、下記の手続は適用しないこととしますが、この場合には当該貨物が平成15年1月9日以前に船積みされたことを証する書類（船荷証券又は航空機の場合はAir-Waybill若しくはこれに準ずる書類）を併せて税関に提出してください。</p> <p>なお、平成12年8月25日付け輸入注意事項12第58号（シエラレオネを原産地とするダイヤモンドの二号承認移行について）及び平成13年6月1日付け輸入注意事項13第12号（リベリアを原産地又は船積地域とするダイヤモンドの二号承認移行については、平成15年1月9日限りで廃止します）。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 ダイヤモンド原石の国際証明制度について</b></p> <p>ダイヤモンドの不正取引が世界各地の紛争の資金源になっている状況に鑑み、平成14年11月5日スイス・インターラーケンにおいて、不正に取得されたダイヤモンド原石の輸出入を規制することを目的とした国際的な証明制度（以下「キンバリー・プロセス証明制度」）が採択され、平成15年1月からスタートすることとなりました。当該制度においては、ダイヤモンド原石の輸入に際し、①船積地域に係る国又は地域において発行された当該ダイヤモンド原石が当該制度に基づき取り扱われたものであること、②ダイヤモンド原石の輸入が密封された容器にて行われること、③非参加国からの輸入を行わないことが義務とされています。なお、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものについては、併せてキンバリー・プロセス証明制度合同作業部会において、<u>同国の取引資格を暫定的に停止することが決定されており、輸入禁止措置がとられておりますのでご注意ください。</u></p> <p><b>2 該当品目（略）</b></p>	<p>平成14年12月27日付け経済産業省告示第443号（輸入公表の一部を改正する告示）により上記貨物の輸入については平成15年1月10日以降、下記のとおりとします。</p> <p>ただし、平成15年1月10日以降当該貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成15年1月9日以前に船積みされた場合には、下記の手続は適用しないこととしますが、この場合には当該貨物が平成15年1月9日以前に船積みされたことを証する書類（船荷証券又は航空機の場合はAir-Waybill若しくはこれに準ずる書類）を併せて税関に提出してください。</p> <p>なお、平成12年8月25日付け輸入注意事項12第58号（シエラレオネを原産地とするダイヤモンドの二号承認移行について）及び平成13年6月1日付け輸入注意事項13第12号（リベリアを原産地又は船積地域とするダイヤモンドの二号承認移行については、平成15年1月9日限りで廃止します）。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 ダイヤモンド原石の国際証明制度について</b></p> <p>ダイヤモンドの不正取引が世界各地の紛争の資金源になっている状況に鑑み、平成14年11月5日スイス・インターラーケンにおいて、不正に取得されたダイヤモンド原石の輸出入を規制することを目的とした国際的な証明制度（以下「キンバリー・プロセス証明制度」）が採択され、平成15年1月からスタートすることとなりました。当該制度においては、ダイヤモンド原石の輸入に際し、①船積地域に係る国又は地域において発行された当該ダイヤモンド原石が当該制度に基づき取り扱われたものであること、②ダイヤモンド原石の輸入が密封された容器にて行われること、③非参加国からの輸入を行わないことが義務とされています。</p> <p><b>2 該当品目（略）</b></p>

3 当該貨物の輸入について

中央アフリカを原産地又は船積地域とすダイヤモンド原石については、キンバリー・プロセス証明制度合同作業部会の決定に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認を行いませんが、その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。

(1)・(2) (略)

4 キンバリー・プロセス証明制度参加国等について (略)

3 当該貨物の輸入について

ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。

(1)・(2) (略)

4 キンバリー・プロセス証明制度参加国等について (略)

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (省 令)

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一四三)

### (告 示)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三八四)

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件(経済産業一九九)  
○輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合の一部を改正する件(同二〇〇)

○石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を指定する告示(同二〇一)

### (公 告)

#### 諸事項

裁判所  
破産、免責、再生関係

#### 特殊法人等

日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録関係  
地方公共団体  
行旅死亡人、公示送達関係  
会社その他  
会社決算公告

## 省 令

○厚生労働省令第四百四十三号  
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年九月十八日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第一中第四百四十八号を第四百四十九号とし、第三百九十三号から第四百四十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三百九十二号の次に次の一号を加える。  
三百九十三 11メチルナフタレン

附則

この省令は、公布の日から施行する。

## 告 示

○厚生労働省令第三百八十四号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省令第三百七十号)の一部を次のように改正する。ただし、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィア、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにはなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒード豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳に残留するアシユラムの量の限度、さといも類、こんにやくいも、その他のいも類、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィア、アーティチョーク



分子量 142.20

**C<sub>11</sub>H<sub>16</sub>**  
**1-Methynaphthalene** [90—12—0]  
 本品は、1-メチルナフタレン (C<sub>11</sub>H<sub>16</sub>) 96.0%以上を含む。  
 性状 本品は、無色微黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。  
 確認試験 本品を赤外線吸収スペクトル測定法中の波長法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波長のところに同様の強度の吸収を認める。  
 純度試験 (1) 屈折率  $n_D^{20} = 1.612 \sim 1.618$   
 (2) 比重  $d_4^{20} = 1.017 \sim 1.025$   
 (3) 酸価 1.0以下 (指示試験法)  
 定量法 指示試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法(操作条件1)により測定する。ただし、カラム温度は、150℃から毎分5℃で昇温し、230℃に到達後、24分間保持する。  
 1-メチルナフタレン

○経済産業省告示第百九十九号

輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年九月十八日 経済産業大臣 宮沢 洋一

二の表の第1のイウクの項に「特定外国文化財」のイロ「及び」の6の3に掲げる被占領地域流出文化財」を加え、同表の第1のシウアの項を次のように改める。

シウア	イ	ウ
1	97.01 97.02 97.03 97.04 97.05 97.06	輸出貿易管理令別表第一のイの項(十三)に掲げる貨物(化学製剤に關連するものに限る。)、同項(十三)に掲げる貨物(化学製剤に關連するものに限る。)、同項(十四)に掲げる貨物(化学製剤に關連するものに限る。)、同項(十六)に掲げる貨物(化学製剤に關連するものに限る。)、及び同表の三の項(一)に掲げる貨物 平成二十三年三月十五日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財(三の6の2に掲げる被占領地域流出文化財及び三の6の3に掲げる被占領地域流出文化財を除く。)
2		

二の二の表の第1の93.05から93.07までの項を次のように改める。  
 関税率表第93.01項から93.04項までの物品の部分品及び附属品(次に掲げるものを除く。)

- イ 関税率表第93.05.99号であつて、プラスチック製、ゴム製、革製、コロンボジシヨントレザー製又は新機用繊維製のもの
- ロ 三脚その他の特殊な支持具
- ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環
- ニ 銃の反動吸収器で取外しができるもの
- ホ 撃針を保護するための空撃ちケース

93.06 鑄鋼、半りゃう鋼、鍛鋼、鋳鋼、カサネルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びにこれらに類する物品の鋳造、鍛造及び溶接を施したこれらの部分品(鍛鋼を除き、カーナリツクシツツドを除く。)  
 93.07 刀、劍、やり、その他のこれらに類する武器並びにこれらの部分品(刀身に限る。)

三の8の(7)中「限る」の下に「ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものを除く。」を加える。  
 三の9の(4)中「ルクセンブルグ」を「ルクセンブルク」に改める。

○経済産業省告示第百二一号

輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第十四条ただし書の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百六十号(輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合)の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日 経済産業大臣 宮沢 洋一

第二号中「號一」を「號一」のイウクの項に掲げる貨物をいう。、同理事会決議第百九十九号に定めるシリアにおいて不法に取得された文化財(輸入公表二の表のウのイロの項の漏印咄咄の欄の2)に「場合」を「場合」に改める。  
 第六号、第八号及び第九号中「場合」を「場合」に改める。

附則

この告示は、平成二十七年九月十八日から施行する。ただし、第九号の改正規定は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○経済産業省告示第百二十一号

石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を次のように指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。なお、平成二十四年経済産業省告示第百五十三号は、平成二十七年九月十七日限り、廃止する。

平成二十七年九月十八日 経済産業大臣 宮沢 洋一

地域	商号、名称又は氏名	住所及び主たる事務所の所在地
第一地域(北海道)	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一 号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	JX日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三 号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一 号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	JX日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三 号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
第二地域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)		